

勧誘方針

2022年6月

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

1. 当社における勧誘とは、広く金融商品取引業者に取引参加を呼びかけていくとともに、当社ホームページ等に当社の私設取引システム（以下「PTS」といいます。）取引に係る案内等を掲載するなどにより多くの金融商品取引業者に当社の運営する PTS 市場の案内を行うことを指します。
2. 当社は、個別銘柄の売買推奨を目的とした営業員による電話および個別訪問による投資勧誘および投資家の皆様の投資判断に当たっての助言等を行いません。
3. 当社は、PTS の運営を行う者として、投資家の皆様の高い期待に応えるべく、安定したシステム運営と信頼されうる PTS 市場運営を行うことができるよう努めます。
4. 当社は、PTS の運営を行う者としての倫理と規律を確立するとともに、法令その他関係諸規則を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
5. 当社は、取引参加を勧めるに当たって、金融商品取引業者の意向と実情に適合した勧誘を行うよう努めるとともに、当社独自の取引開始基準を定め、これらに適合した金融商品取引業者に取引参加していただくことといたします。
6. 当社は、当社が運営する PTS について、金融商品の取引や決済の仕組み、リスク内容等を明瞭かつ適切に説明するよう努めます。また当社 PTS 取引について金融商品取引業者が投資家の皆様に対して行う説明が明瞭かつ適切に行われるよう協力してまいります。
7. 投資家の皆様からのお問い合わせに対しても迅速かつ適切な対応をしていくよう努め、ご意見およびご要望を承った場合には、十分に検討し今後の業務に活用してまいります。